

10. その他生活費

(1) データ状況

資料

- 「全国消費生活実態調査」(1999年) 総務庁統計局
- 「2000年基準消費者物価指数」(2004年) 総務省統計局
- 2003年3月「子育てコストに関する調査研究」財団法人こども未来財団

費用の範囲

- 当該年度内の生活費
- 費用に含むもの:
食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、交通・通信、教養娯楽、その他の消費支出の8つの消費支出項目。保健医療、教育については、別途、費用を推計しているため、生活費から除いて試算を行う。同様に大学生等の生活費も別途、試算を行っているため、18歳以上の数値は参考値として取り扱う。
帰属家賃についても試算を行う。

データの制約等

- 「全国消費生活実態調査」の直近の調査実施年は2004年であるが、現在、集計中のため、1999年の調査結果を用いる。
- 項目や費目が「子育て費用」にかかるものかどうか判別できず、「世帯の支出」のため、親や同居家族の費用も含まれ、子どもの分だけを区別して分離することができない。
- 子どもが1人の場合のみ就学年齢がわかるが、2人目以降の就学年齢がわからない(長子の年齢のみわかる)。3人以上世帯については、正確な子どもの人数がわからない。

(2) 推計方法

- ①子育て費用は、子どもの就学段階で費用の構造や金額が異なる。そのため、子どもの就学年齢別の子育て費用は、生活に要する各種の費用について1999年時点の全国消費生活実態調査の結果(1ヵ月あたりの消費支出)を用いて、下の図表のように想定した同世代の「夫婦のみ世帯」よりも「夫婦と子どものいる世帯」の方が多く支出している「支出項目」の差額を求め、その差額分の総計を「子育てに関する生活費」とする。なお、帰属家賃についても同様の方法で推計する。

世帯類型の対応関係の整理

夫婦のみ世帯	夫婦と子どものいる世帯
夫 30歳未満	長子が未就学
夫 30～39歳	長子が小学生
	長子が中学生
夫 40～49歳	長子が高校生
夫 50～59歳	長子が大学生
	長子がその他

- ②年齢別に「夫婦と子どものいる世帯」(子どもの人数別)と「夫婦のみ世帯」の支出の差額により、きょうだい順位別の子ども1人あたりのその他の生活費を算出。

- ③就学前の児童の子育て費用については、2003年3月の財団法人 こども未来財団の「子育てコストに関する調査研究」(調査時点は2002年10月)の0～5歳児の子育て費用(保健医療、教育(幼稚園費用)を除く)の平均値を用いる(全国消費生活実態調査をもとに差額方式で算出した1人あたり費用が低めに出ているため)。
- ④2人目以降の子どもの子ども1人あたり生活費については、2人目の子どもにかかるその他生活費の総額(保健医療、教育にかかる項目を含む)と1人目の子どもにかかるその他生活費の総額(保健医療、教育にかかる項目を含む)の総支出との比率(100:46)をかけて2人目以降の子どものその他生活費とする。なお、帰属家賃については「夫婦と子どもが2人の世帯」と「夫婦と子どもが1人の世帯」の差額を用いることとする。
- ⑤上記算出費用(1999年時点の数字)に2000年基準消費者物価指数より算出した比率をかけ、1997年と2002年時点での子ども1人あたりの子育て費用を推計する(就学前児童費用のみ2002年を起点として、1997年当時の額を換算)。
- ⑥子ども1人あたりの子育て費用に、就学年齢別、きょうだい順位別の子どもの数をかけ、12倍して年額の費用を算出。

※留意点等

- 子どもが1人しかいない場合の子ども1人あたりの子育て費用算出の際、「夫婦と子ども1人の世帯」より「夫婦のみ世帯」のほうが支出が多い項目もあるが、「子育て」以外の何らかの要因が作用していると考えられるため、試算には含めていない。
- 子どもが3人以上の場合は、2人の場合よりも子ども1人あたりの費用がスケールメリット等により低くなるとも考えられるが、上記「夫婦と子ども2人の世帯」と「夫婦と子ども3人以上の世帯」の支出の差額をみた場合、2人目の子どもの費用よりも多くなってしまう。そのため、3人目以上の子どもの子育て費用については2人目の子どもの子育て費用と同額と設定する。
- いわゆる「ひとり親世帯」や「三世帯同居世帯」については、「夫婦と子どもあり世帯」に比べ、子育てにかかる費用や消費構造が異なることも予想されるが、データの制約上今回の推計では世帯類型による子育てにかかる消費構造の違いを考慮していない。
- 2人目以降の子どものその他生活費を算出する際に用いる比率は、その他生活費として用いている項目だけではなく、保健医療、教育に関する支出も含めた額を用いて算出している。
- 1997年、2002年の額を推計するために用いた消費者物価指数の比率は、その他生活費には「総合」という項目の比率をかけ、帰属家賃には「住宅」という項目の比率をかける。
- 帰属家賃の子どもの年齢別の算出においては、子どもの年齢が「2歳以下」と「3～6歳」に分けて算出できるが、今回は「3～6歳」の子どもの値を就学前の子どもの帰属家賃として用いる。

結果の概要

- 保健医療、教育を除いたその他生活費と帰属家賃の総額は、1997年度が13兆8,583億円、2002年度が12兆6,745億円となる。
- 子ども1人あたりの保健医療、教育を除いたその他生活費と帰属家賃の合計(月額)は、1997年度、2002年度ともに1人目の場合、「6歳未満」が約5万円と最も安く、「12～14歳」は8万円を超えている。

保健医療、教育を除く消費支出額と帰属家賃の合計(百万円/年)

	1997 年度				2002 年度			
	1 人目の子ども	2 人目の子ども	3 人目以降の子ども	総数	1 人目の子ども	2 人目の子ども	3 人目以降の子ども	総数
6 歳未満	2,343,637	656,854	180,324	3,180,815	2,329,147	634,792	163,436	3,127,375
6～11 歳	3,789,562	875,257	240,282	4,905,101	3,518,001	798,062	205,473	4,521,536
12～14 歳	2,491,931	464,416	127,495	3,083,842	2,144,767	390,698	100,591	2,636,057
15～17 歳	2,047,298	503,096	138,114	2,688,507	1,832,569	442,945	114,043	2,389,557
18～19 歳	1,551,908	362,208	99,436	2,013,552	1,394,321	319,708	82,314	1,796,343
20～21 歳	787,037	152,284	41,806	981,127	671,347	127,308	32,777	831,433
18 歳未満計	10,672,428	2,499,623	686,215	13,858,266	9,824,484	2,266,497	583,543	12,674,524
20 歳未満計	12,224,336	2,861,831	785,651	15,871,818	11,218,805	2,586,206	665,857	14,470,868
22 歳未満計	13,011,373	3,014,116	827,457	16,852,946	11,890,153	2,713,513	698,634	15,302,300

保健医療、教育を除く消費支出額(百万円/年)

	1997 年度				2002 年度			
	1 人目の子ども	2 人目の子ども	3 人目以降の子ども	総数	1 人目の子ども	2 人目の子ども	3 人目以降の子ども	総数
6 歳未満	1,039,074	606,960	166,627	1,812,661	1,016,498	585,305	150,695	1,752,498
6～11 歳	2,918,645	785,309	215,589	3,919,544	2,691,835	713,953	183,818	3,589,606
12～14 歳	1,671,882	449,847	123,495	2,245,225	1,425,572	378,103	97,348	1,901,024
15～17 歳	1,646,430	442,999	121,615	2,211,045	1,465,555	388,708	100,079	1,954,342
18～19 歳	1,203,656	323,863	88,909	1,616,428	1,074,548	285,002	73,378	1,432,928
20～21 歳	412,850	111,084	30,496	554,429	347,448	92,153	23,726	463,327
18 歳未満計	7,276,032	2,285,116	627,327	10,188,475	6,599,460	2,066,069	531,940	9,197,469
20 歳未満計	8,479,688	2,608,979	716,236	11,804,903	7,674,009	2,351,071	605,318	10,630,397
22 歳未満計	8,892,537	2,720,063	746,732	12,359,332	8,021,457	2,443,224	629,044	11,093,724

子どもがいることによる帰属家賃の総額(百万円/年)

	1997 年度				2002 年度			
	1 人目の子ども	2 人目の子ども	3 人目以降の子ども	総数	1 人目の子ども	2 人目の子ども	3 人目以降の子ども	総数
6 歳未満	1,304,563	49,894	13,697	1,368,154	1,312,649	49,487	12,741	1,374,877
6～11 歳	870,916	89,948	24,693	985,557	826,165	84,109	21,655	931,930
12～14 歳	820,049	14,569	4,000	838,618	719,195	12,595	3,243	735,033
15～17 歳	400,868	60,097	16,498	477,462	367,014	54,237	13,964	435,215
18～19 歳	348,253	38,345	10,527	397,124	319,773	34,707	8,936	363,415
20～21 歳	374,187	41,200	11,311	426,698	323,900	35,155	9,051	368,105
18 歳未満計	3,396,396	214,507	58,888	3,669,791	3,225,024	200,428	51,603	3,477,055
20 歳未満計	3,744,648	252,852	69,415	4,066,915	3,544,797	235,135	60,539	3,840,470
22 歳未満計	4,118,836	294,052	80,725	4,493,613	3,868,696	270,290	69,590	4,208,576

就学年齢別、きょうだい順位別の子ども1人あたり保健医療、教育を除く消費支出と
 帰属家賃の合計(円/月)

	1997 年度			2002 年度		
	1 人目の 子ども	2 人目の 子ども	3 人目以降 の子ども	1 人目の 子ども	2 人目の 子ども	3 人目以降 の子ども
6 歳未満	47,076	22,337	22,337	46,879	21,941	21,941
6～11 歳	71,011	28,591	28,591	70,053	28,102	28,102
12～14 歳	81,518	26,521	26,521	80,644	26,015	26,015
15～17 歳	64,033	27,421	27,421	63,108	26,964	26,964
18～19 歳	67,205	27,341	27,341	66,288	26,876	26,876
20～21 歳	31,720	10,663	10,663	31,510	10,530	10,530

(3) 推計詳細

- 1999 年度の子育てに関する消費支出(夫婦と子ども1人の世帯は夫婦のみ世帯との差額、夫婦と子ども2人の世帯は夫婦と子ども1人の世帯の差額)を算出し、そこに1999年度を基準にした消費者物価指数をかけ、1997年度と2002年度の額を算出。
- 子育て費用はプラスの項目を足し上げ、マイナスの項目は費用に含めない。

夫婦と子ども1人の世帯と夫婦のみ世帯の差額(円/月)

収支項目		子どもが	子どもが	子どもが	子どもが	子どもが
		未就学児	小・中学生	高校生	大学生	その他
消費支出	46,777	8,190	46,114	77,192	143,776	-4,706
食料	10,252	6,930	23,163	14,322	13,030	11,244
住居	1,168	-10,357	-15,024	-13,457	-5,890	507
光熱・水道	2,860	3,579	5,273	5,010	3,369	4,007
家具・家事用品	1,026	1,868	2,196	1,341	3,013	931
被服及び履物	2,850	-131	2,797	-586	4,522	-326
保健医療	-443	3,653	-434	73	1,058	1,746
交通・通信	9,100	-4,286	-4,358	7,898	18,115	-35
教育	10,548	5,533	12,469	43,107	88,242	1,171
教養娯楽	-2,033	-577	-1,394	-3,595	8,086	-175
その他の消費支出	11,451	1,980	21,426	23,078	10,231	-23,776
保健医療、教育を除く1人分のその他生活費小計	38,707	14,357	54,855	51,649	52,280	16,689
保健医療、教育を含めた1人分のその他生活費	49,255					
帰属家賃		26,473	16,320	26,826	12,538	15,081

夫婦と子ども2人の世帯と夫婦のみ世帯の差額(円/月)

収支項目						
		子どもが 未就学児	子どもが 小・中学生	子どもが 高校生	子どもが 大学生	子どもが その他
消費支出	61,607	23,682	31,893	51,811	170,249	45,017
食料	20,577	14,667	27,573	28,822	27,493	22,002
住居	-2,693	-18,613	-17,715	-11,309	-2,932	-1,713
光熱・水道	4,470	4,964	5,706	6,771	7,226	7,015
家具・家事用品	105	2,003	1,268	1,159	336	356
被服及び履物	3,411	860	1,613	1,101	5,284	1,118
保健医療	-1,260	4,805	-237	488	161	765
交通・通信	10,741	-5,012	-6,601	6,993	22,707	10,366
教育	31,878	18,499	20,732	53,931	137,791	22,740
教養娯楽	761	1,432	2,427	-139	3,037	649
その他の消費支出	-6,381	76	-2,872	-36,005	-30,855	-18,281
保健医療、教育を除く2人分の子育て費用小計	40,065	24,002	38,587	44,846	66,083	41,506
保健医療、教育を含めた2人分のその他生活費	71,943					
帰属家賃		1,733	2,885	816	3,218	2,843

「子育てコストに関する調査研究」による子育て費用(2002年10月実施調査)

	0歳児・ 第1子	0歳児・ 第2子 以降	1歳児・ 第1子	1歳児・ 第2子 以降	2歳児・ 第1子	2歳児・ 第2子 以降	3歳児・ 第1子	3歳児・ 第2子 以降	4歳児・ 第1子	4歳児・ 第2子 以降	5歳児・ 第1子	5歳児・ 第2子 以降
衣料	239,516	148,690	154,887	96,000	104,204	124,719	124,933	57,484	94,150	72,122	108,519	66,949
食費	67,008	44,815	59,947	53,357	60,194	60,074	78,404	93,223	70,571	65,693	101,087	86,586
保育園	12,047	14,028	102,713	65,088	69,505	90,817	-	-	-	-	-	-
延長保育等	283	2,813	1,723	619	969	4,311	1,957	4,291	6,068	1,985	6,029	4,209
ベビーシッター	2,114	5,728	489	8,230	5,990	17,084	15,149	1,070	820	1,104	2,536	532
その他保育	586	0	3,319	1,381	2,394	134	1,181	508	22	7	0	312
おこづかい	0	0	64	0	0	25	0	15	549	147	1,265	1,000
お祝い行事	87,820	53,929	37,617	22,217	25,592	22,008	37,766	24,186	33,725	28,794	30,059	30,632
円/年	409,374	270,003	205,872	246,892	268,848	319,172	259,390	180,777	205,905	169,852	249,495	190,220
円/月	34,115	22,500	17,156	20,574	22,404	26,598	21,616	15,065	17,159	14,154	20,791	15,852
全年齢平均	20,665											

資料. (財)こども未来財団「子育てコストに関する調査研究」2003年3月により作成

注. 幼稚園と保育園の費用が分けられないため、0~2歳までの年齢のみを保育園費用として掲載。

推計に用いた消費者物価指数(2000年基準、全国の10大費目指数)

年平均	総合	食料	住居	光熱・ 水道	家具・ 家事用品	被服及 び履物	保健医 療	交通・ 通信	教育	教養娯 楽	諸雑費
9	100.4 99.7	101.1	99.3 99.5	101.6	105.9	99.9	94.8	101.5	95.7	101.6	98.7
10	101.0	102.5	99.9	100.0	104.3	101.3	101.5	99.9	97.5	101.7	99.4
11	100.7	102.0	99.8	98.4	103.1	101.1	100.8	99.7	98.9	100.9	100.4
12	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
13	99.3	99.4	100.2	100.6	96.4	97.8	100.7	99.1	101.1	97.0	99.8
14	98.4 97.7	98.6	100.1 100.3	99.4	92.9	95.6	99.5	98.5	102.1	94.9	100.0

注. 表中の下段太字は1999年を基準としたときの消費者物価指数で本推計に使用

就学年齢別、きょうだい順位別の子ども1人あたり保健医療、教育を除く消費支出(円/月)

	1997年度			2002年度		
	1人目の子ども	2人目の子ども	3人目以降の子ども	1人目の子ども	2人目の子ども	3人目以降の子ども
6歳未満	21,085	21,085	21,085	20,665	20,665	20,665
6～11歳	54,692	25,192	25,192	53,602	24,690	24,690
12～14歳	54,692	25,192	25,192	53,602	24,690	24,690
15～17歳	51,495	23,720	23,720	50,469	23,247	23,247
18～19歳	52,124	24,010	24,010	51,086	23,531	23,531
20～21歳	16,639	7,664	7,664	16,308	7,512	7,512

就学年齢別、きょうだい順位別の子ども1人あたり帰属家賃(円/月)

	1997年度			2002年度		
	1人目の子ども	2人目の子ども	3人目以降の子ども	1人目の子ども	2人目の子ども	3人目以降の子ども
6歳未満	26,473	1,733	1,733	26,686	1,747	1,747
6～11歳	16,320	2,885	2,885	16,451	2,909	2,909
12～14歳	26,826	816	816	27,042	822	822
15～17歳	12,538	3,218	3,218	12,639	3,244	3,244
18～19歳	15,081	2,843	2,843	15,203	2,866	2,866
20～21歳	15,081	2,843	2,843	15,203	2,866	2,866

保健医療、教育を除く消費支出額(百万円/年)

	1997年度				2002年度			
	1人目の子ども	2人目の子ども	3人目以降の子ども	総数	1人目の子ども	2人目の子ども	3人目以降の子ども	総数
6歳未満	1,039,074	606,960	166,627	1,812,661	1,016,498	585,305	150,695	1,752,498
6～11歳	2,918,645	785,309	215,589	3,919,544	2,691,835	713,953	183,818	3,589,606
12～14歳	1,671,882	449,847	123,495	2,245,225	1,425,572	378,103	97,348	1,901,024
15～17歳	1,646,430	442,999	121,615	2,211,045	1,465,555	388,708	100,079	1,954,342
18～19歳	1,203,656	323,863	88,909	1,616,428	1,074,548	285,002	73,378	1,432,928
20～21歳	412,850	111,084	30,496	554,429	347,448	92,153	23,726	463,327
18歳未満計	7,276,032	2,285,116	627,327	10,188,475	6,599,460	2,066,069	531,940	9,197,469
20歳未満計	8,479,688	2,608,979	716,236	11,804,903	7,674,009	2,351,071	605,318	10,630,397
22歳未満計	8,892,537	2,720,063	746,732	12,359,332	8,021,457	2,443,224	629,044	11,093,724

子どもがいることによる帰属家賃の総額(百万円/年)

	1997 年度				2002 年度			
	1 人目の子ども	2 人目の子ども	3 人目以降の子ども	総数	1 人目の子ども	2 人目の子ども	3 人目以降の子ども	総数
6 歳未満	1,304,563	49,894	13,697	1,368,154	1,312,649	49,487	12,741	1,374,877
6～11 歳	870,916	89,948	24,693	985,557	826,165	84,109	21,655	931,930
12～14 歳	820,049	14,569	4,000	838,618	719,195	12,595	3,243	735,033
15～17 歳	400,868	60,097	16,498	477,462	367,014	54,237	13,964	435,215
18～19 歳	348,253	38,345	10,527	397,124	319,773	34,707	8,936	363,415
20～21 歳	374,187	41,200	11,311	426,698	323,900	35,155	9,051	368,105
18 歳未満計	3,396,396	214,507	58,888	3,669,791	3,225,024	200,428	51,603	3,477,055
20 歳未満計	3,744,648	252,852	69,415	4,066,915	3,544,797	235,135	60,539	3,840,470
22 歳未満計	4,118,836	294,052	80,725	4,493,613	3,868,696	270,290	69,590	4,208,576

11. 家庭内育児労働費用

(1) データ状況

資料

- 「社会生活基本調査」(1996年、2001年) 総務省統計局編より 育児労働時間
- 「賃金構造基本調査」(1997年、2002年) 厚生労働省大臣官房統計情報部編より 時間あたり賃金
- 「総務省統計局推計人口」(1997年、2002年) 総務省統計局編より 年齢別人口

費用の範囲

- 当該年の家庭内育児労働における費用
費用に含むもの： 家庭内での無償で行われた育児労働に従事した時間を金銭評価した額(ひとり親、子の親以外の祖父母等の育児時間を含む)
費用に含まないもの： 育児労働以外の家事労働に従事した時間を金銭評価した額

データの制約等

- 「社会生活基本調査」では、1996年、2001年の数値のみ
- 育児労働時間については、10歳以上人口の性別、年齢別の集計があるが、いずれも子ども1人あたりの数字ではなく、育児という活動に従事した人一人ひとりの時間が計上されているため、世帯あたりの集計もない
- 「共働きか否か」と「末子の年齢別(0歳、1～2歳、3～5歳、6～8歳、9～11歳、12～14歳、15～17歳、18歳以上)」の集計もあるが、それぞれのクロス集計でも、育児に従事した人一人ひとりの従事時間となっており、世帯単位での集計ではない。さらに、ひとり親家庭の集計が含まれておらず、両親以外の者の育児時間も含まれていない

(2) 推計方法

- 「1日あたりの育児労働時間(社会生活基本調査より)×時間あたりの平均賃金(賃金構造基本調査より)×365日」で1人あたり家庭内育児労働費用を算出する。
 - ①日本全国の総育児時間を算出する(男女別、年齢階級別の1人あたり育児時間×全国の男女別、年齢階級別総人口)
 - ②末子の年齢別育児時間(夫婦の育児時間のみ)の集計結果を基に、その年齢区分別の平均時間の比を以って①の総育児時間を子どもの年齢別に按分する。
 - ③子どもの年齢別総育児時間(①)に時間あたり平均賃金及び365日をかけあわせて育児費用総額を年齢別に推計
 - 使用する平均賃金として、機会費用法では男女で異なる平均賃金を用い、代替費用法では男女の平均賃金を用いた。
 - 貨幣評価にあたっては、育児労働に従事した時間を
 - (a)外で働いていたと仮定した場合(機会費用法)
 - (b)育児の専門家(保育士)に依頼すると仮定した場合(代替費用法スペシャリストアプローチ)
 - (c)家事使用人に依頼すると仮定した場合(代替費用法ジェネラリストアプローチ)の3パターンで実施。
- ※(a)機会費用法には男女別の全産業の平均賃金、(b)代替費用法スペシャリストアプローチ

一には保育士の平均賃金、(c)代替費用法ジェネラリストアプローチにはパート労働者の平均賃金を使用。

④子ども1人あたりの家庭内育児労働費用を年齢別人口で割り戻して算出

※留意点等

- 子育て世帯の平均年齢は、全就労者の平均年齢よりも低いと思われるが、平均賃金は全年齢の性別の平均値を使用しているため、若干高めに算出されてしまう可能性がある。
- 日本全国の総育児時間が、末子の年齢別の夫婦のみの育児時間の計を下回るという逆転現象が一部生じている(1997年女性)。理由は、1日あたりの単位時間平均(小数点2位まで)に人口(千人単位)をかけあわせているためと考えられる。

(3) 結果の概要

- 家庭内育児労働を機会費用法で算出した場合、総額では1997年度が10兆3,252億円、2002年度が12兆9,674億円となり、代替費用法(スペシャリストアプローチ)では、1997年度が9兆9,761億円、2002年度が11兆9,855億円、代替費用法(ジェネラリストアプローチ)では、1997年度が6兆7,797億円、2002年度が8兆772億円となる。
- 子どもの年齢別にみた場合、1997年度に6歳未満で6兆1,933億円、6～11歳で5,212億円、12～14歳で523億円、15～17歳で128億円であり、2002年度に6歳未満で7兆3,759億円、6～11歳で6,143億円、12～14歳で626億円、15～17歳で244億円の育児労働費用がかかっている(代替費用(ジェネラリストアプローチ))。
- 子ども1人あたりに換算すると、1997年度に282千円、2002年度に363千円の育児労働費用がかかっている(代替費用(ジェネラリストアプローチ))。

家庭内育児労働費用(億円)

	1997年度			2002年度		
	A. 機会費用	B. 代替費用 (スペシャリスト アプローチ)	C. 代替費用 (ジェネラリスト アプローチ)	A. 機会費用	B. 代替費用 (スペシャリス トアプローチ)	C. 代替費用 (ジェネラリス トアプローチ)
総計	103,252	99,761	67,797	129,674	119,855	80,772
6歳未満	94,072	91,133	61,933	118,423	109,449	73,759
6～11歳	8,134	7,670	5,212	9,839	9,116	6,143
12～14歳	862	769	523	1,044	929	626
15～17歳	184	189	128	369	362	244

子ども1人あたり家庭内育児労働費用(千円)

	1997年度			2002年度		
	A. 機会費用	B. 代替費用 (スペシャリス トアプローチ)	C. 代替費用 (ジェネラリス トアプローチ)	A. 機会費用	B. 代替費用 (スペシャリス トアプローチ)	C. 代替費用 (ジェネラリス トアプローチ)
総計	430	415	282	582	538	363
6歳未満	1,313	1,272	865	1,676	1,549	1,044
6～11歳	105	99	67	136	126	85
12～14歳	19	17	12	27	24	16
15～17歳	4	4	3	9	9	6

(4) 詳細推計

男女別総育児労働時間

	1997年	1996年	2002年	2001年		
	育児をする 人の人口(単 位:1000人)	育児時間(1 日あたり、単 位:分)	総育児労働 時間(1日あ たり、単位: 分)	育児をする 人の人口(単 位:1000人)	育児時間(1 日あたり、単 位:分)	総育児労働 時間(1日あ たり、単位: 分)
総計(15歳以上人口)	106,799	12	1,244,469	109,333	13	1,457,476
男性	51,888	3	136,265	52,974	4	186,940
15～19歳	4,105	0	0	3,687	0	0
20～24歳	4,900	1	4,900	4,102	1	4,102
25～29歳	4,818	4	19,272	4,786	6	28,716
30～34歳	4,184	9	37,656	4,794	11	52,734
35～39歳	3,943	7	27,601	4,163	10	41,630
40～44歳	4,133	3	12,399	3,921	5	19,605
45～49歳	5,407	1	5,407	4,086	2	8,172
50～54歳	4,396	1	4,396	5,287	1	5,287
55～59歳	4,093	1	4,093	4,263	1	4,263
60～64歳	3,724	2	7,448	3,930	2	7,860
65～69歳	3,165	2	6,330	3,493	2	6,986
70～74歳	2,289	2	4,578	2,828	2	5,656
75～79歳	1,322	1	1,322	1,929	1	1,929
80～84歳	863	1	863	982	0	0
85歳以上	544	0	0	724	0	0
女性	54,911	20	1,108,204	56,359	23	1,270,536
15～19歳	3,900	1	3,900	3,507	1	3,507
20～24歳	4,683	16	74,928	3,910	17	66,470
25～29歳	4,680	63	294,840	4,645	62	287,990
30～34歳	4,082	87	355,134	4,699	94	441,706
35～39歳	3,867	48	185,616	4,099	59	241,841
40～44歳	4,085	13	53,105	3,876	19	73,644
45～49歳	5,382	3	16,146	4,064	5	20,320
50～54歳	4,450	4	17,800	5,321	4	21,284
55～59歳	4,234	9	38,106	4,394	8	35,152
60～64歳	3,976	8	31,808	4,171	10	41,710
65～69歳	3,547	6	21,282	3,881	5	19,405
70～74歳	2,973	3	8,919	3,382	3	10,146
75～79歳	2,200	1	2,200	2,744	2	5,488
80～84歳	1,563	2	3,126	1,873	1	1,873
85歳以上	1,294	1	1,294	1,790	0	0

注. 上記育児時間は社会生活基本調査の週平均の総平均時間を分換算して表示

末子の年齢別育児労働時間

末子の年齢別

	1996年				2001年			
	親の人口 (単位: 1000人)	育児時間 (1日あたり、単位: 分)	総育児労働時間(1 日あたり、 単位:分)	構成比	親の人口 (単位: 1000人)	育児時間 (1日あたり、単位: 分)	総育児労働時間(1 日あたり、 単位:分)	構成比
男性	19,478	5	101,328	100.0%	18,328	7	138,668	100.0%
0歳	1,117	30	33,510	33.1%	980	39	38,220	27.6%
1～2歳	2,048	17	34,816	34.4%	1,869	30	56,070	40.4%
3～5歳	2,003	10	20,030	19.8%	2,013	13	26,169	18.9%
6～8歳	1,847	4	7,388	7.3%	1,604	4	6,416	4.6%
9～11歳	1,847	2	3,694	3.6%	1,596	2	3,192	2.3%
12～14歳	1,890	1	1,890	1.9%	1,686	1	1,686	1.2%
15～17歳	1,910	0	0	0.0%	1,665	0	0	0.0%
18歳～	6,815	0	0	0.0%	6,915	1	6,915	5.0%
女性	19,112	46	881,798	100.0%	18,328	53	983,371	100.0%
0歳	1,087	278	302,186	34.3%	983	307	301,781	30.7%
1～2歳	1,982	174	344,868	39.1%	1,875	205	384,375	39.1%
3～5歳	1,955	77	150,535	17.1%	2,008	96	192,768	19.6%
6～8歳	1,804	26	46,904	5.3%	1,600	34	54,400	5.5%
9～11歳	1,820	9	16,380	1.9%	1,605	12	19,260	2.0%
12～14歳	1,842	3	5,526	0.6%	1,687	4	6,748	0.7%
15～17歳	1,847	1	1,847	0.2%	1,668	2	3,336	0.3%
18歳～	6,776	2	13,552	1.5%	6,901	3	20,703	2.1%

(再掲)末子の年齢別(両親のいる世帯・18歳未満のみ)

	1996年				2001年			
	親の人口 (単位: 1000人)	育児時間 (1日あたり、単位: 分)	総育児労働時間(1 日あたり、 単位:分)	構成比	親の人口 (単位: 1000人)	育児時間 (1日あたり、単位: 分)	総育児労働時間(1 日あたり、 単位:分)	構成比
男性	12,662	8	101,328	100.0%	11,413	11	131,753	100.0%
6歳未満	5,168	17	88,356	87.2%	4,862	25	120,459	91.4%
6～11歳	3,694	3	11,082	10.9%	3,200	3	9,608	7.3%
12～14歳	1,890	1	1,890	1.9%	1,686	1	1,686	1.3%
15～17歳	1,910	0	0	0.0%	1,665	0	0	0.0%
女性	12,337	71	868,246	100.0%	11,426	44	962,668	100.0%
6歳未満	5,024	159	797,589	91.9%	4,866	181	878,924	91.3%
6～11歳	3,624	17	63,284	7.3%	3,205	23	73,660	7.7%
12～14歳	1,842	3	5,526	0.6%	1,687	4	6,748	0.7%
15～17歳	1,847	1	1,847	0.2%	1,668	2	3,336	0.3%

子どもの年齢別育児労働時間(推計値)

	1997年		2002年	
	構成比	総育児労働時間(1日あたり、単位:分)	構成比	総育児労働時間(1日あたり、単位:分)
男性総育児労働時間		136,265		186,940
女性総育児労働時間		1,108,204		1,270,536
男性	100.0%	136,265	100.0%	186,940
6歳未満	87.2%	118,820	91.4%	170,915
6～11歳	10.9%	14,903	7.3%	13,632
12～14歳	1.9%	2,542	1.3%	2,392
15～17歳	0.0%	0	0.0%	0
女性	100.0%	1,108,204	100.0%	1,270,536
6歳未満	91.9%	1,018,019	91.3%	1,160,010
6～11歳	7.3%	80,774	7.7%	97,217
12～14歳	0.6%	7,053	0.7%	8,906
15～17歳	0.2%	2,357	0.3%	4,403

平均賃金

	1997年			2002年		
	機会賃金(時給)	代替賃金(1)スペシャリスト(時給)	代替賃金(2)ジェネラリスト(時給)	機会賃金(時給)	代替賃金(1)スペシャリスト(時給)	代替賃金(2)ジェネラリスト(時給)
全労働者平均	1,796	1,318	896	1,843	1,352	911
男性平均	2,011	1,720	1,037	2,046	1,655	991
女性平均	1,284	1,296	871	1,377	1,341	891

総育児労働費用

	1997年度			2002年度		
	機会費用(年間)(億円)	代替費用(1)(年間)スペシャリスト(億円)	代替費用(2)(年間)ジェネラリスト(億円)	機会費用(年間)(億円)	代替費用(1)(年間)スペシャリスト(億円)	代替費用(2)(年間)ジェネラリスト(億円)
総計	103,252	99,761	67,797	129,674	119,855	80,772
6歳未満	94,072	91,133	61,933	118,423	109,449	73,759
6～11歳	8,134	7,670	5,212	9,839	9,116	6,143
12～14歳	862	769	523	1,044	929	626
15～17歳	184	189	128	369	362	244
男性労働分	16,668	10,923	7,423	23,268	15,373	10,360
6歳未満	14,534	9,525	6,473	21,274	14,055	9,472
6～11歳	1,823	1,195	812	1,697	1,121	756
12～14歳	311	204	138	298	197	133
15～17歳	0	0	0	0	0	0
女性労働分	86,585	88,837	60,373	106,405	104,482	70,412
6歳未満	79,538	81,608	55,460	97,149	95,393	64,287
6～11歳	6,311	6,475	4,400	8,142	7,995	5,388
12～14歳	551	565	384	746	732	494
15～17歳	184	189	128	369	362	244

子ども1人あたり総育児労働費用

	1997 年度			2002 年度		
	機会費用 (年間) (円)	代替費用(1) (年間)スぺ シヤリスト (円)	代替費用(2) (年間)ジェ ネラリスト (円)	機会費用 (年間) (円)	代替費用(1) (年間)スぺ シヤリスト (円)	代替費用(2) (年間)ジェ ネラリスト (円)
総計	429,967	415,427	282,321	582,149	538,072	362,613
6 歳未満	1,313,126	1,272,093	864,505	1,675,713	1,548,727	1,043,707
6～11 歳	104,844	98,863	67,186	136,363	126,344	85,145
12～14 歳	19,396	17,308	11,762	27,313	24,316	16,387
15～17 歳	3,963	4,066	2,763	8,838	8,679	5,849
男性労働分	69,408	45,488	30,913	104,459	69,015	46,510
6 歳未満	202,874	132,957	90,356	301,027	198,885	134,031
6～11 歳	23,497	15,399	10,465	23,518	15,538	10,471
12～14 歳	6,996	4,585	3,116	7,793	5,148	3,470
15～17 歳	0	0	0	0	0	0
女性労働分	360,559	369,939	251,408	477,690	469,057	316,103
6 歳未満	1,110,251	1,139,136	774,149	1,374,686	1,349,842	909,676
6～11 歳	81,347	83,463	56,721	112,845	110,806	74,673
12～14 歳	12,400	12,723	8,646	19,520	19,167	12,917
15～17 歳	3,963	4,066	2,763	8,838	8,679	5,849

12. 子どもの扶養控除による減税効果

(1) データ状況

資料

- 「2002年民間給与実態統計調査結果(税務統計から見た民間給与の実態)」 国税庁 HP
- 「2002年申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)」 国税庁 HP
- 「国民生活基礎調査」(1997年、2002年) 厚生労働省大臣官房統計情報部編
- 税制調査会資料
- 「国家公務員等予算定員」(1997年度末、2002年度末) 総務省統計局 HP
- 地方公務員数、公団・公庫・事業団職員数及び特定独立行政法人職員数は、総務省HP並びに総務省所管部署聴き取り

費用の範囲

- 当該年における所得税及び住民税(都道府県民税・市町村民税)の子どもの扶養控除による減税額

費用に含むもの:

- 一般扶養親族控除のうち子どもを対象とした控除による減税額
- 特定扶養親族控除(16～23歳未満)の減税額
- 2002年の定率減税による効果

費用に含まないもの:

- 一般扶養親族控除のうち子ども以外を対象とした控除による減税額
- 同居特別障害者の場合の扶養控除単価加算による減税額

(2) 推計方法

I. 扶養親族控除対象子ども数の設定

- 扶養親族控除対象子ども数(世帯子ども人数別)を設定
 - 一般扶養控除対象子ども数(0～16歳未満)は、子ども全員を控除対象とする。
 - 特定扶養控除対象子ども数(16～23歳未満)は、税務統計の特定扶養親族数等を基に設定
- ※税務統計には国家公務員、地方公務員、公団・公庫職員等が調査の対象に含まれていないため、公務員等数に税務統計上の特定扶養親族数の発生率をかけあわせて算定して加算

- 「児童のいる世帯」の所得階級分布(国民生活基礎調査)を基に、所得階級別の扶養親族控除対象子ども数を設定

II. 所得階級別の課税所得水準の推計

- 2002年の所得控除制度に基づき、民間給与者の給与所得統計を用いて所得階級別の課税所得水準を推計

$$\text{計算式: 平均給与所得} - \text{給与所得控除} - \text{所得控除} = \text{課税所得額}$$

- 推計した課税所得額を基に、税制調査会資料の課税最低限額等を参考にして各給与所得階級の課税所得区分を設定

Ⅲ. 子どもの扶養親族控除総額の推計

- 扶養親族控除対象子ども数 × 扶養親族控除単価

Ⅳ. 子どもの扶養親族控除による減税額の推計

- 扶養親族控除総額 × 税率 (× 定率減税による効果 ※2002 年のみ)

※ただし、非課税世帯は税制調査会の課税最低限の資料を参考に、子どもの扶養控除の税額への影響の有無で以下 2 区分に分類して減税効果を試算

非課税Ⅰ・・・子どもの扶養控除がなくても非課税の世帯(所得 100 万円未満)

→扶養控除による減税効果は 0 円とみる。

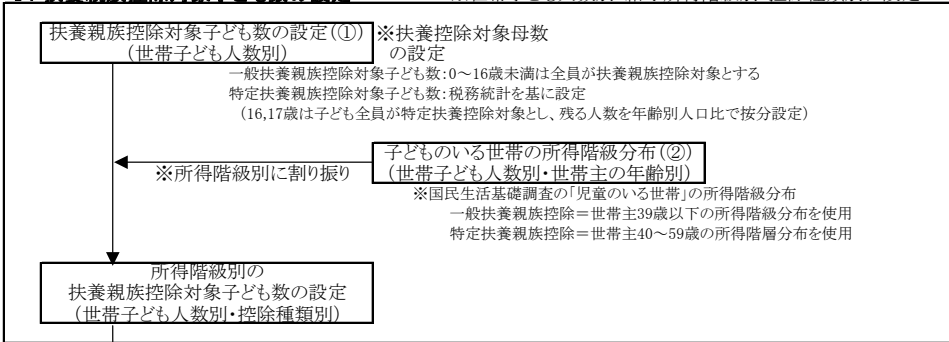
非課税Ⅱ・・・子どもの扶養控除によって非課税となりえた世帯(所得 100 万円以上)

→扶養控除の減税効果ありとみて、最低税率を掛けて減税額を推計

子どもの扶養控除による減税効果の推計フロー

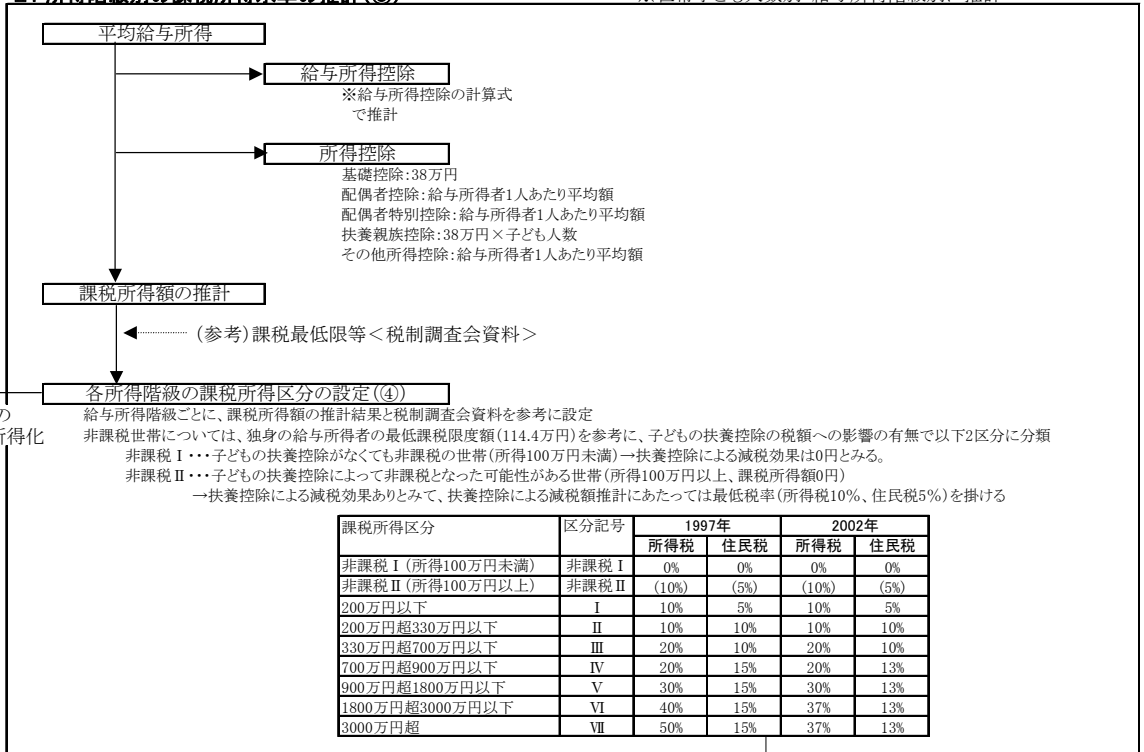
I. 扶養親族控除対象子ども数の設定

※世帯子ども人数別・給与所得階級別・控除種類別に設定

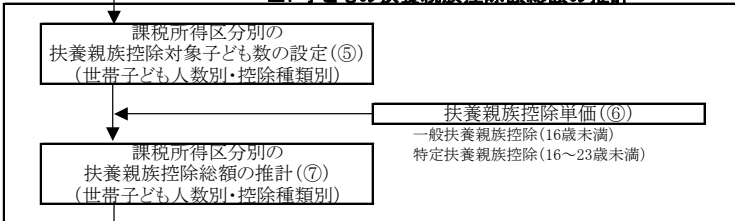


II. 所得階級別の課税所得水準の推計(3)

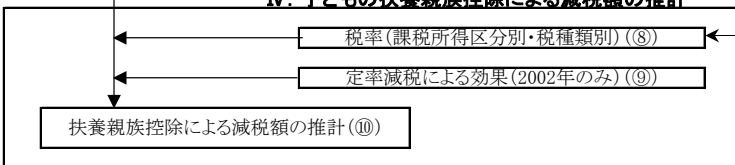
※世帯子ども人数別・給与所得階級別に推計



III. 子どもの扶養親族控除総額の推計



IV. 子どもの扶養親族控除による減税額の推計



注. ①～⑩は「(4) 推計詳細」にデータ掲載

※留意点等

- 課税所得額は、2002 年の所得税の所得控除単価及び民間給与者の控除額平均値を用いて推計し、以下のように用いている。
 - ①1997 年及び 2002 年の両年に適用
 - 本推計の課税所得設定に用いている控除種類単価に大きな制度変更がなかったため、推計課税所得額は同一とする。
 - ②所得税と住民税の双方に適用
 - 一部の所得控除の単価は所得税と住民税で異なるが、課税所得額推計に用いた所得控除の単価は大きく変わらないため、同一とする。
- 課税所得額の推計にあたって、子どもの扶養控除額の設定は一般扶養親族控除のみを想定した(特定扶養親族控除は想定せず)。
- 一般扶養親族控除及び特定扶養親族控除による減税額総額を、それぞれの扶養対象子ども数の年齢構成比で按分して就学段階別の減税額を推計。さらに就学段階別減税額を、各年齢子ども人数(18 歳以上は扶養控除対象外も含む全数)で除して 1 人あたり減税額に換算

(3) 結果の概要

- 子どもの扶養控除による減税効果は、総額では 1997 年が 2 兆 3,438 億円、2002 年が 1 兆 9,024 億円となる(2002 年度のみ定率減税の効果が勘案されている)。2002 年についてみると、うち所得税によるものが 1 兆 2,657 億円、住民税によるものが 6,366 億円である。
- 子どもの年齢別にみた場合、2002 年でみると、6 歳未満で 4,061 億円、6～11 歳で 4,146 億円、12～14 歳で 2,196 億円、15～17 歳で 4,054 億円、18～22 歳で 4,567 億円となる。

子どもの扶養控除による減税効果(百万円)

控除種類	対象	1997 年			2002 年		
		所得税	住民税 (所得割)	合計	所得税	住民税 (所得割)	合計
一般の扶養親族控除	16 歳未満	957,572	498,463	1,456,035	724,430	393,629	1,118,059
特定扶養親族控除	16～23 歳	608,680	279,089	887,769	541,311	242,984	784,295
総計		1,566,252	777,552	2,343,804	1,265,741	636,613	1,902,354

子どもの扶養控除による減税効果(子どもの年齢階級別)

	減税額総額(百万円)		子ども 1 人あたり減税額(円/年)	
	1997 年	2002 年	1997 年	2002 年
0～5 歳	499,499	406,091	69,723	57,463
6～11 歳	540,915	414,596	69,723	57,463
12～14 歳	309,851	219,566	69,723	57,463
15～17 歳	476,776	405,395	102,577	97,170
18～22 歳	516,763	456,705	58,155	59,336
合計	2,343,804	1,902,354	71,240	63,471
うち 18 歳未満計	1,827,041	1,445,649	76,082	64,900

(4) 推計詳細

①扶養親族控除対象子ども数の設定(世帯子ども人数別)・・・推計フロー①

資料

- 「国民生活基礎調査」の子ども人数別世帯数の構成比 総務省統計局推計人口
- 「2002 年民間給与実態統計調査結果(税務統計から見た民間給与の実態)」及び「2002 年申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)」の特定扶養控除対象親族数 国税庁 HP
- 「国家公務員等予算定員」(1997 年度末、2002 年度末) 総務省統計局 HP
- 地方公務員数、公団・公庫・事業団職員数及び特定独立行政法人職員数(2002 年のみ)は、総務省 HP 並びに総務省所管部署聴き取り

設定の考え方

- 一般扶養控除対象子ども数(0～16 歳未満)は子ども全員が扶養親族控除対象とする。
- 特定扶養控除対象子ども数の合計数は税務統計を用いて設定。うち年齢別分布は、16,17 歳は子ども全員を扶養控除対象とし、残る年齢層については年齢別構成比を用いて設定。
- 扶養親族控除対象子ども数を、「国民生活基礎調査」の子ども人数別世帯数の構成比を用いて世帯子ども人数別に設定。

(千人)

	世帯種類	1997 年	2002 年
一般扶養親族控除 16 歳未満	子ども 1 人	4,978	4,787
	子ども 2 人	10,146	9,650
	子ども 3 人以上	5,759	5,019
特定扶養親族控除 16～23 歳未満	子ども 1 人	1,786	1,660
	子ども 2 人	3,640	3,346
	子ども 3 人以上	2,066	1,740

②扶養親族控除額単価・・・推計フロー⑥

- 住民税(所得割)は都道府県民税・市区町村民税
- 同居特別障害者の扶養控除額の加算は想定せず。

(円)

扶養控除種類	対象	1997 年		2002 年	
		所得税	住民税 (所得割)	所得税	住民税 (所得割)
一般の扶養親族控除	16 歳未満	380,000	330,000	380,000	330,000
特定扶養親族控除	16～23 歳	530,000	410,000	630,000	450,000

③税率 ……推計フロー⑧

- 住民税の税率は都道府県民税と市町村民税の標準税率の合計値

留意点

- 非課税世帯については、独身の給与所得者の課税最低限(114.4 万円:税制調査会資料より)を参考に、子どもの扶養控除の税額への影響の有無で以下 2 区分に分類

非課税Ⅰ…子どもの扶養控除がなくても非課税の世帯(所得 100 万円未満)

→扶養控除による減税効果は 0 円とみる。

非課税Ⅱ…子どもの扶養控除によって非課税となった可能性がある世帯

(所得 100 万円以上、課税所得額 0 円)

→扶養控除による減税効果ありとみて、扶養控除による減税額推計にあたっては最低税率(所得税 10%、住民税 5%)を掛ける。

課税所得	1997 年		2002 年	
	所得税	住民税 (所得割)	所得税	住民税 (所得割)
非課税Ⅰ	0%	0%	0%	0%
非課税Ⅱ(最低税率を減税率とみなす)	(10%)	(5%)	(10%)	(5%)
200 万円以下	10%	5%	10%	5%
200 万円超 330 万円以下	10%	10%	10%	10%
330 万円超 700 万円以下	20%	10%	20%	10%
700 万円超 900 万円以下	20%	15%	20%	13%
900 万円超 1800 万円以下	30%	15%	30%	13%
1800 万円超 3000 万円以下	40%	15%	37%	13%
3000 万円超	50%	15%	37%	13%

(参考)課税最低限度額(税制調査会資料より)

夫婦 2 人の給与所得者	384.2 万円
夫婦 1 人の給与所得者	283.3 万円
夫婦のみの給与所得者	220 万円
独身の給与所得者	114.4 万円

注. 夫婦のうちいずれか一方の者のみが給与所得を得ているケース

④2002年定率減税の効果 ……推計フロー⑨

- 2002年は、定率減税(所得税20%・上限25万円、住民税15%・上限5万円)が実施されたため、扶養控除による減税額は定率減税による効果のため実質的に減額となる。この効果を反映させるために、定率減税により、扶養控除による減税額のうち実質的に有効となる率を設定する。

設定方法

- 課税所得階層別に定率減税の影響(扶養控除による減税額の有効比率)を次のように設定した。
- 上限に達しない層は所得税80%、住民税85%
- 上限に達する層(ボーダー層)は、上限に達する課税所得金額を基に層内で加重平均をとって減税額の有効比率を算出
- 上限に達する層を超える層は、所得税、住民税ともに100%有効とみなす(これらの層については、定率減税の効果は扶養控除による減税額に影響しないとみる。)
- 以下のように、定率減税が上限に達する層(ボーダー層)を判定し、同層の定率減税による効果(扶養控除による減税額の有効比率)を設定した(層内の分布は一律と仮定)。

[所得税]

$$X(\text{課税所得}) * 0.2 * 0.2 = 25 \text{万円} \rightarrow X = 625 \text{万円}$$

⇒課税所得額330万円超700万円以下の層で上限に達する

⇒上限に達する層(ボーダー層)の定率減税による効果(扶養控除による減税額の有効比率)を以下のように計算

$$((625-330)*0.8+(700-625)*1.0)/(700-330)=0.841 \rightarrow 84.1\% \text{と見込む}$$

[住民税]

$$X(\text{課税所得}) * 0.1 * 0.15 = 4 \text{万円} \rightarrow X = 267 \text{万円}$$

⇒課税所得額200万円超330万円以下の層で上限に達する

⇒上限に達する層(ボーダー層)の定率減税による効果(扶養控除による減税額の有効比率)を以下のように計算

$$((267-200)*0.85+(330-267)*1.0)/(330-200)=0.923 \rightarrow 92.3\% \text{と見込む}$$

定率減税の効果の設定(扶養控除による減税額のうち有効比率)

課税所得	2002年	
	所得税	住民税 (所得割)
非課税Ⅰ	0.0%	0.0%
非課税Ⅱ(最低税率を減税率とみなす)	(80.0%)	(85.0%)
200万円以下	80.0%	85.0%
200万円超330万円以下	80.0%	92.3%
330万円超700万円以下	84.1%	100.0%
700万円超900万円以下	100.0%	100.0%
900万円超1800万円以下	100.0%	100.0%
1800万円超3000万円以下	100.0%	100.0%
3000万円超	100.0%	100.0%

⑤子どものいる世帯の所得階級分布 ……推計フロー②

資料

- 「国民生活基礎調査」の「児童がいる世帯」の所得階級別構成比

データの扱い

- 扶養親族控除の種類によって、異なる世帯主年齢の所得階級分布を適用し、所得階級別の扶養親族控除対象子ども数を設定する。
 - 一般扶養親族控除＝世帯主 39 歳以下の所得階級分布を使用
 - 特定扶養親族控除＝世帯主 40～59 歳の所得階層分布を使用

児童数 所得金額階級		1997 年		2002 年	
		～39 歳	40～59 歳	～39 歳	40～59 歳
子ども 1 人		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	50 万円未満	0.0%	0.3%	0.6%	0.2%
	50～100 万円	1.1%	1.0%	2.5%	1.1%
	100～150	2.0%	1.4%	2.8%	2.2%
	150～200	4.5%	1.6%	3.4%	2.6%
	200～250	2.8%	2.9%	3.4%	3.7%
	250～300	3.4%	2.1%	6.5%	3.7%
	300～350	7.6%	3.2%	8.7%	4.5%
	350～400	7.8%	4.5%	8.4%	3.9%
	400～450	7.6%	3.2%	9.6%	5.0%
	450～500	8.4%	3.4%	7.7%	5.0%
	500～550	10.1%	5.8%	8.7%	4.7%
	550～600	9.0%	4.6%	8.7%	3.2%
	600～650	8.1%	4.3%	4.3%	4.5%
	650～700	5.3%	3.4%	3.4%	5.0%
	700～750	3.4%	5.3%	5.3%	5.8%
	750～800	5.9%	4.8%	3.4%	4.3%
	800～850	2.8%	5.1%	2.8%	3.4%
	850～900	2.0%	5.0%	0.6%	4.5%
	900～950	2.2%	4.2%	2.5%	4.7%
950～1000	0.6%	2.4%	1.5%	2.8%	
1000～1100	1.7%	7.8%	1.5%	4.5%	
1100～1200	1.7%	4.8%	1.5%	5.0%	
1200～1500	1.4%	10.7%	2.2%	7.8%	
1500～2000	0.8%	5.8%	0.0%	4.5%	
2000 万円以上	0.0%	2.6%	0.0%	3.4%	

児童数 所得金額階級		1997年		2002年	
		～39歳	40～59歳	～39歳	40～59歳
子ども2人		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	50万円未満	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%
	50～100万円	0.5%	0.2%	2.1%	0.5%
	100～150	1.1%	0.7%	1.6%	1.6%
	150～200	2.5%	0.8%	3.9%	1.4%
	200～250	3.2%	3.1%	4.2%	3.7%
	250～300	2.1%	2.3%	2.6%	2.8%
	300～350	5.0%	2.1%	6.8%	1.9%
	350～400	4.8%	2.3%	6.8%	2.8%
	400～450	5.5%	3.8%	8.8%	5.9%
	450～500	8.7%	3.5%	7.5%	4.4%
	500～550	8.9%	6.3%	4.9%	6.3%
	550～600	10.1%	5.6%	9.9%	5.6%
	600～650	10.3%	6.3%	5.7%	5.6%
	650～700	6.4%	6.3%	7.5%	5.4%
	700～750	4.8%	8.4%	5.2%	8.7%
	750～800	5.3%	4.6%	3.6%	5.4%
	800～850	4.3%	5.4%	2.6%	6.8%
	850～900	3.0%	6.1%	1.8%	4.9%
	900～950	2.1%	3.1%	1.8%	2.3%
950～1000	2.1%	4.4%	1.6%	1.9%	
1000～1100	3.9%	5.3%	1.3%	4.0%	
1100～1200	1.8%	4.6%	1.8%	3.7%	
1200～1500	3.0%	7.1%	4.7%	8.4%	
1500～2000	0.5%	5.1%	1.8%	5.2%	
2000万円以上	0.2%	2.1%	1.6%	0.7%	
児童数 所得金額階級		1997年		2002年	
		～39歳	40～59歳	～39歳	40～59歳
子ども3人以上		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	50万円未満	0.7%	0.4%	0.0%	0.5%
	50～100万円未満	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	100～150	0.7%	0.8%	4.2%	1.6%
	150～200	0.7%	1.2%	2.1%	1.1%
	200～250	3.4%	0.8%	2.1%	2.7%
	250～300	4.8%	1.7%	3.2%	2.7%
	300～350	8.2%	1.7%	5.3%	2.7%
	350～400	2.7%	2.9%	10.5%	2.2%
	400～450	6.8%	5.4%	15.8%	4.3%
	450～500	4.1%	3.7%	7.4%	4.3%
	500～550	11.6%	7.1%	8.4%	7.1%
	550～600	9.6%	5.4%	6.3%	3.3%
	600～650	6.2%	4.6%	6.3%	7.1%
	650～700	5.5%	6.2%	7.4%	4.9%
	700～750	7.5%	5.8%	3.2%	4.9%
	750～800	5.5%	7.1%	3.2%	5.4%
	800～850	3.4%	6.6%	2.1%	7.6%
	850～900	1.4%	5.4%	0.0%	7.6%
	900～950	3.4%	6.6%	3.2%	3.3%
950～1000	2.7%	1.7%	2.1%	5.4%	
1000～1100	2.7%	5.0%	2.1%	6.0%	
1100～1200	1.4%	3.3%	0.0%	1.6%	
1200～1500	3.4%	8.7%	3.2%	6.5%	
1500～2000	0.7%	6.6%	2.1%	4.3%	
2000万円以上	2.1%	1.2%	0.0%	2.7%	

⑥所得階級別の課税所得水準の推計 ……推計フロー③

資料

- 2002年「民間給与実態統計調査結果」(税務統計から見た民間給与の実態)の(年末調整を行った1年を通じて勤務した給与所得者)

各項目の設定方法

- ①給与額平均:「2002年民間給与実態統計調査結果」の統計値を基に算出
 - ②給与所得控除額(円):下参考表の給与所得控除の計算式(速見表)を用いて算出
 - ③所得控除総額:代表的な所得控除として、④～⑧の所得控除額を合算した(医療控除、雑損控除、障害者加算等は勘案されていない)。
 - ④基礎控除:納税者本人の控除額として一律に単価を設定
 - ⑤配偶者控除:「2002年民間給与実態統計調査結果」の統計値の平均値を設定
 - ⑥配偶者特別控除:「2002年民間給与実態統計調査結果」の統計値の平均値を設定
 - ⑦扶養控除:一般扶養親族控除の単価に子ども数をかけあわせて設定
 - ⑧その他所得控除:「2002年民間給与実態統計調査結果」の統計値の平均値を設定
- ※「その他所得控除」に含まれるもの:親族障害者控除、本人控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、損害保険料控除

留意事項

- 民間給与者のみのデータで設定(自営業者等の傾向は反映されていない)
- 給与額及びその他控除の額は一定として、子どもの人数に応じて扶養控除額を変動させた(一般扶養親族控除額で算定、特定扶養親族控除は想定せず)。
- 所得控除の単価は、所得税と住民税とで異なる場合があるが、課税所得額の計算にあたっては所得税の所得控除額単価を以って計算し、住民税にも適用することとした。
- 課税所得額の算出は2002年データを用いて行っているが、1997年から2002年にかけて本試算に用いている控除種類の単価に大きな制度変更がなかったため、本推計で算出した課税所得額水準は1997年も同水準であると仮定する。

(参考)給与所得控除額の計算式(速見表)

給与等の収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40%(65万円未満は65万円)
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超 1000万円以下	収入金額×10%+120万円
1000万円超	収入金額×5%+170万円

<子ども1人世帯>

給与	①給与額平均(円)	②給与所得控除額(円)	③所得控除総額(円) (④～⑧の合計)	所得控除内訳(円)					⑨課税所得額(円) ①-②-③
				④基礎控除	⑤配偶者控除	⑥配偶者特別控除	⑦扶養親族控除	⑧その他所得控除	
				一律	給与所得者平均額	給与所得者平均額	一律	給与所得者平均額	
100万円以下	827,713	650,000	838,587	380,000	11,754	5,275	380,000	61,557	-660,873
200 "	1,495,485	650,000	1,022,220	380,000	25,901	18,554	380,000	217,765	-176,735
300 "	2,531,428	939,428	1,190,632	380,000	44,013	36,221	380,000	350,398	401,367
400 "	3,497,725	1,229,318	1,361,167	380,000	79,137	66,259	380,000	455,771	907,240
500 "	4,479,946	1,435,989	1,563,914	380,000	126,077	106,194	380,000	571,643	1,480,043
600 "	5,484,476	1,636,895	1,758,067	380,000	167,871	141,948	380,000	688,249	2,089,514
700 "	6,469,674	1,833,935	1,930,160	380,000	204,671	172,256	380,000	793,233	2,705,580
800 "	7,467,121	1,946,712	2,052,147	380,000	223,917	186,098	380,000	882,132	3,468,262
900 "	8,470,119	2,047,012	2,168,840	380,000	239,433	204,541	380,000	964,867	4,254,267
1,000 "	9,469,030	2,146,903	2,250,040	380,000	254,969	214,421	380,000	1,020,650	5,072,087
1,500 "	11,785,714	2,289,286	2,299,370	380,000	260,324	149,949	380,000	1,129,096	7,197,058
2,000 "	16,905,367	2,545,268	2,250,476	380,000	247,453	0	380,000	1,243,023	12,109,623

<子ども2人世帯>

給与	①給与額(円)	②給与所得控除額(円)	③所得控除総額(円)	所得控除内訳(円)					⑨課税所得額(円) ①-②-③
				④基礎控除	⑤配偶者控除	⑥配偶者特別控除	⑦扶養親族控除	⑧その他所得控除	
				一律	給与所得者平均額	給与所得者平均額	一律	給与所得者平均額	
100万円以下	827,713	650,000	1,218,587	380,000	11,754	5,275	760,000	61,557	-1,040,873
200 "	1,495,485	650,000	1,402,220	380,000	25,901	18,554	760,000	217,765	-556,735
300 "	2,531,428	939,428	1,570,632	380,000	44,013	36,221	760,000	350,398	21,367
400 "	3,497,725	1,229,318	1,741,167	380,000	79,137	66,259	760,000	455,771	527,240
500 "	4,479,946	1,435,989	1,943,914	380,000	126,077	106,194	760,000	571,643	1,100,043
600 "	5,484,476	1,636,895	2,138,067	380,000	167,871	141,948	760,000	688,249	1,709,514
700 "	6,469,674	1,833,935	2,310,160	380,000	204,671	172,256	760,000	793,233	2,325,580
800 "	7,467,121	1,946,712	2,432,147	380,000	223,917	186,098	760,000	882,132	3,088,262
900 "	8,470,119	2,047,012	2,548,840	380,000	239,433	204,541	760,000	964,867	3,874,267
1,000 "	9,469,030	2,146,903	2,630,040	380,000	254,969	214,421	760,000	1,020,650	4,692,087
1,500 "	11,785,714	2,289,286	2,679,370	380,000	260,324	149,949	760,000	1,129,096	6,817,058
2,000 "	16,905,367	2,545,268	2,630,476	380,000	247,453	0	760,000	1,243,023	11,729,623

<子ども3人以上世帯>

給与	①給与額(円)	②給与所得控除額(円)	③所得控除総額(円)	所得控除内訳(円)					⑨課税所得額(円) ①-②-③
				④基礎控除	⑤配偶者控除	⑥配偶者特別控除	⑦扶養親族控除	⑧その他所得控除	
				一律	給与所得者平均額	給与所得者平均額	一律	給与所得者平均額	
100万円以下	827,713	650,000	1,598,587	380,000	11,754	5,275	1,140,000	61,557	-1,420,873
200 "	1,495,485	650,000	1,782,220	380,000	25,901	18,554	1,140,000	217,765	-936,735
300 "	2,531,428	939,428	1,950,632	380,000	44,013	36,221	1,140,000	350,398	-358,633
400 "	3,497,725	1,229,318	2,121,167	380,000	79,137	66,259	1,140,000	455,771	147,240
500 "	4,479,946	1,435,989	2,323,914	380,000	126,077	106,194	1,140,000	571,643	720,043
600 "	5,484,476	1,636,895	2,518,067	380,000	167,871	141,948	1,140,000	688,249	1,329,514
700 "	6,469,674	1,833,935	2,690,160	380,000	204,671	172,256	1,140,000	793,233	1,945,580
800 "	7,467,121	1,946,712	2,812,147	380,000	223,917	186,098	1,140,000	882,132	2,708,262
900 "	8,470,119	2,047,012	2,928,840	380,000	239,433	204,541	1,140,000	964,867	3,494,267
1,000 "	9,469,030	2,146,903	3,010,040	380,000	254,969	214,421	1,140,000	1,020,650	4,312,087
1,500 "	11,785,714	2,289,286	3,059,370	380,000	260,324	149,949	1,140,000	1,129,096	6,437,058
2,000 "	16,905,367	2,545,268	3,010,476	380,000	247,453	0	1,140,000	1,243,023	11,349,623

⑦各所得階級の課税所得区分の設定 ……推計フロー④

設定の方法

- 課税所得額の推計結果(6)の結果と税制調査会資料を参考に、所得階級ごとに課税所得区分を設定
- なお、非課税世帯については、独身の給与所得者の最低課税限度額(114.4万円)を参考に、子どもの扶養控除の税額への影響の有無で以下2区分に分類

非課税Ⅰ…子どもの扶養控除がなくても非課税の世帯(所得100万円未満)

→扶養控除による減税効果は0円とみる。

非課税Ⅱ…子どもの扶養控除によって非課税となった可能性がある世帯

(所得100万円以上、課税所得額0円)

→扶養控除による減税効果ありとみて、扶養控除による減税額推計にあたっては最低税率(所得税10%、住民税5%)を掛ける

留意点

- 所得階級の区分は、「国民生活基礎調査」の区分を用いる(同調査を用いて設定した扶養親族控除対象子ども数の所得階級別分布の区分に合わせるため)

所得階級 (国民生活基礎 調査より)	課税所得水準(設定値)		
	子ども1人 世帯	子ども2人 世帯	子ども3人 以上世帯
50万円未満	非課税Ⅰ	非課税Ⅰ	非課税Ⅰ
50～100	非課税Ⅰ	非課税Ⅰ	非課税Ⅰ
100～150	非課税Ⅱ	非課税Ⅱ	非課税Ⅱ
150～200	非課税Ⅱ	非課税Ⅱ	非課税Ⅱ
200～250	非課税Ⅱ	非課税Ⅱ	非課税Ⅱ
250～300	I	非課税Ⅱ	非課税Ⅱ
300～350	I	非課税Ⅱ	非課税Ⅱ
350～400	I	I	I
400～450	I	I	I
450～500	I	I	I
500～550	I	I	I
550～600	I	I	I
600～650	II	II	I
650～700	II	II	I
700～750	II	II	II
750～800	III	II	II
800～850	III	III	II
850～900	III	III	III
900～950	III	III	III
950～1000	III	III	III
1000～1100	III	III	III
1100～1200	IV	III	III
1200～1500	IV	IV	IV
1500～2000	V	V	V
2000万円以上	VI	VI	VI

課税所得区分	区分記号
非課税Ⅰ(子どもの扶養控除の影響なし)	非課税Ⅰ
非課税Ⅱ(子どもの扶養控除の影響あり)	非課税Ⅱ
200万円以下	I
200万円超 330万円以下	II
330万円超 700万円以下	III
700万円超 900万円以下	IV
900万円超 1800万円以下	V
1800万円超 3000万円以下	VI
3000万円超	VII

⑧課税所得区分別の扶養親族控除対象子ども数の設定 …推計フロー⑤

設定の方法

- 子どもがいる世帯の課税所得階層分布は、「国民生活基礎調査」と「民間給与等実態調査結果」より推計
 - 一般扶養親族控除＝世帯主が 39 歳以下の所得階層分布を使用
 - 特定扶養親族控除＝世帯主が 40～59 歳の所得階層分布を使用

子どもがいる世帯の課税所得区分別分布

	課税所得	1997 年				2002 年	
		扶養控除種類 世帯主年齢	一般扶養控除	特定扶養控除	一般扶養控除	特定扶養控除	
			～39 歳	40～59 歳	～39 歳	40～59 歳	
子ども 1 人世帯	非課税 I		1.1%	1.3%	3.1%	1.3%	
	非課税 II		9.2%	5.9%	9.6%	8.4%	
	200 万円以下		53.8%	26.7%	58.2%	30.0%	
	200 万円超 330 万円以下		16.8%	13.0%	13.0%	15.3%	
	330 万円超 700 万円以下		15.1%	29.3%	12.4%	24.4%	
	700 万円超 900 万円以下		3.1%	15.5%	3.7%	12.7%	
	900 万円超 1800 万円以下		0.8%	5.8%	0.0%	4.5%	
	1800 万円超 3000 万円以下		0.0%	2.6%	0.0%	3.4%	
	3000 万円超		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
子ども 2 人世帯	非課税 I		0.5%	0.7%	2.1%	0.5%	
	非課税 II		14.0%	9.1%	19.0%	11.5%	
	200 万円以下		38.0%	21.4%	37.9%	25.1%	
	200 万円超 330 万円以下		26.8%	25.5%	22.1%	25.1%	
	330 万円超 700 万円以下		17.2%	29.0%	10.9%	23.7%	
	700 万円超 900 万円以下		3.0%	7.1%	4.7%	8.4%	
	900 万円超 1800 万円以下		0.5%	5.1%	1.8%	5.2%	
	1800 万円超 3000 万円以下		0.2%	2.1%	1.6%	0.7%	
	3000 万円超		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
子ども 3 人以上 世帯	非課税 I		1.4%	0.4%	0.0%	0.5%	
	非課税 II		17.8%	6.2%	16.8%	10.9%	
	200 万円以下		46.6%	35.3%	62.1%	33.2%	
	200 万円超 330 万円以下		16.4%	19.5%	8.4%	17.9%	
	330 万円超 700 万円以下		11.6%	22.0%	7.4%	23.9%	
	700 万円超 900 万円以下		3.4%	8.7%	3.2%	6.5%	
	900 万円超 1800 万円以下		0.7%	6.6%	2.1%	4.3%	
	1800 万円超 3000 万円以下		2.1%	1.2%	0.0%	2.7%	
	3000 万円超		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

課税所得区分別の扶養親族控除対象子ども数(千人)の設定

	課税所得	1997年		2002年		
		扶養控除種類	一般扶養控除	特定扶養控除	一般扶養控除	特定扶養控除
		世帯主年齢	～39歳	40～59歳	～39歳	40～59歳
子ども1人世帯	非課税Ⅰ		56	23	148	21
	非課税Ⅱ		460	106	459	140
	200万円以下		2,677	477	2,786	497
	200万円超 330万円以下		837	231	622	254
	330万円超 700万円以下		753	523	593	404
	700万円超 900万円以下		153	277	178	211
	900万円超 1800万円以下		42	103	0	75
	1800万円超 3000万円以下		0	46	0	57
	3000万円超		0	0	0	0
子ども2人世帯	非課税Ⅰ		46	24	201	16
	非課税Ⅱ		1,416	330	1,830	384
	200万円以下		3,854	780	3,660	839
	200万円超 330万円以下		2,716	929	2,131	839
	330万円超 700万円以下		1,741	1,055	1,053	792
	700万円超 900万円以下		302	258	451	282
	900万円超 1800万円以下		46	186	175	172
	1800万円超 3000万円以下		23	78	150	24
	3000万円超		0	0	0	0
子ども3人以上世帯	非課税Ⅰ		79	9	0	9
	非課税Ⅱ		1,026	129	845	189
	200万円以下		2,682	729	3,117	577
	200万円超 330万円以下		947	403	423	312
	330万円超 700万円以下		671	454	370	416
	700万円超 900万円以下		197	180	159	114
	900万円超 1800万円以下		39	137	106	76
	1800万円超 3000万円以下		118	26	0	47
	3000万円超		0	0	0	0

⑨課税所得区分別の扶養親族控除総額の推計 ……推計フロー⑦

推計方法

- 世帯子ども人数別・課税所得区分別・控除種類別に、扶養親族控除対象子ども数×扶養親族控除単価で計算

所得税の扶養親族控除総額(百万円)

	課税所得	1997 年		2002 年		
		扶養控除種類	一般扶養控除	特定扶養控除	一般扶養控除	特定扶養控除
		世帯主年齢	～39 歳	40～59 歳	～39 歳	40～59 歳
子ども 1 人世帯	非課税Ⅰ		21,196	12,116	56,321	13,523
	非課税Ⅱ		174,865	56,038	174,596	87,901
	200 万円以下		1,017,399	252,928	1,058,838	313,287
	200 万円超 330 万円以下		317,937	122,677	236,549	160,024
	330 万円超 700 万円以下		286,143	277,160	225,285	254,686
	700 万円超 900 万円以下		58,288	146,910	67,585	132,978
	900 万円超 1800 万円以下		15,897	54,523	0	47,331
	1800 万円超 3000 万円以下		0	24,233	0	36,062
	3000 万円超		0	0	0	0
子ども 2 人世帯	非課税Ⅰ		17,645	12,713	76,201	9,874
	非課税Ⅱ		538,170	174,802	695,333	241,919
	200 万円以下		1,464,528	413,169	1,390,667	528,273
	200 万円超 330 万円以下		1,032,227	492,624	809,635	528,273
	330 万円超 700 万円以下		661,684	559,367	400,055	498,650
	700 万円超 900 万円以下		114,692	136,663	171,452	177,737
	900 万円超 1800 万円以下		17,645	98,525	66,676	108,617
	1800 万円超 3000 万円以下		8,822	41,317	57,151	14,811
	3000 万円超		0	0	0	0
子ども 3 人以上世帯	非課税Ⅰ		29,978	4,544	0	5,959
	非課税Ⅱ		389,715	68,156	321,232	119,181
	200 万円以下		1,019,255	386,216	1,184,544	363,501
	200 万円超 330 万円以下		359,737	213,555	160,616	196,648
	330 万円超 700 万円以下		254,814	240,817	140,539	262,198
	700 万円超 900 万円以下		74,945	95,418	60,231	71,508
	900 万円超 1800 万円以下		14,989	72,699	40,154	47,672
	1800 万円超 3000 万円以下		44,967	13,631	0	29,795
	3000 万円超		0	0	0	0

住民税の扶養親族控除総額(百万円)

	課税所得	扶養控除種類 世帯主年齢	1997年		2002年	
			一般扶養控除	特定扶養控除	一般扶養控除	特定扶養控除
			～39歳	40～59歳	～39歳	40～59歳
子ども1人世帯	非課税Ⅰ		18,407	9,373	48,910	9,659
	非課税Ⅱ		151,857	43,350	151,622	62,786
	200万円以下		883,530	195,661	919,517	223,776
	200万円超330万円以下		276,103	94,901	205,424	114,303
	330万円超700万円以下		248,493	214,407	195,642	181,919
	700万円超900万円以下		50,619	113,647	58,693	94,984
	900万円超1800万円以下		13,805	42,178	0	33,808
	1800万円超3000万円以下		0	18,746	0	25,758
	3000万円超		0	0	0	0
子ども2人世帯	非課税Ⅰ		15,323	9,834	66,174	7,053
	非課税Ⅱ		467,358	135,224	603,842	172,799
	200万円以下		1,271,827	319,621	1,207,684	377,338
	200万円超330万円以下		896,408	381,087	703,104	377,338
	330万円超700万円以下		574,621	432,718	347,416	356,178
	700万円超900万円以下		99,601	105,721	148,893	126,955
	900万円超1800万円以下		15,323	76,217	57,903	77,583
	1800万円超3000万円以下		7,662	31,962	49,631	10,580
	3000万円超		0	0	0	0
子ども3人以上世帯	非課税Ⅰ		26,034	3,515	0	4,256
	非課税Ⅱ		338,437	52,724	278,965	85,129
	200万円以下		885,143	298,771	1,028,683	259,644
	200万円超330万円以下		312,403	165,203	139,482	140,463
	330万円超700万円以下		221,286	186,292	122,047	187,284
	700万円超900万円以下		65,084	73,814	52,306	51,077
	900万円超1800万円以下		13,017	56,239	34,871	34,052
	1800万円超3000万円以下		39,050	10,545	0	21,282
	3000万円超		0	0	0	0

⑩扶養親族控除による減税額の推計 ……推計フロー⑩

推計方法

- 世帯子ども人数別・課税所得区分別・控除種類別に、以下の数式で計算
 扶養親族控除総額×税率(×定率減税による効果 ※2002年のみ)

所得税の扶養親族控除による減税額(百万円)の推計

	課税所得	1997年		2002年		
		扶養控除種類	一般扶養控除	特定扶養控除	一般扶養控除	特定扶養控除
		世帯主年齢	～39歳	40～59歳	～39歳	40～59歳
子ども1人世帯	非課税Ⅰ		0	0	0	0
	非課税Ⅱ		17,487	5,604	13,968	7,032
	200万円以下		101,740	25,293	84,707	25,063
	200万円超330万円以下		31,794	12,268	18,924	12,802
	330万円超700万円以下		57,229	55,432	37,893	42,838
	700万円超900万円以下		11,658	29,382	13,517	26,596
	900万円超1800万円以下		4,769	16,357	0	14,199
	1800万円超3000万円以下		0	9,693	0	13,343
	3000万円超		0	0	0	0
子ども2人世帯	非課税Ⅰ		0	0	0	0
	非課税Ⅱ		53,817	17,480	55,627	19,354
	200万円以下		146,453	41,317	111,253	42,262
	200万円超330万円以下		103,223	49,262	64,771	42,262
	330万円超700万円以下		132,337	111,873	67,289	83,873
	700万円超900万円以下		22,938	27,333	34,290	35,547
	900万円超1800万円以下		5,293	29,557	20,003	32,585
	1800万円超3000万円以下		3,529	16,527	21,146	5,480
	3000万円超		0	0	0	0
子ども3人以上世帯	非課税Ⅰ		0	0	0	0
	非課税Ⅱ		38,972	6,816	25,699	9,534
	200万円以下		101,926	38,622	94,764	29,080
	200万円超330万円以下		35,974	21,355	12,849	15,732
	330万円超700万円以下		50,963	48,163	23,639	44,102
	700万円超900万円以下		14,989	19,084	12,046	14,302
	900万円超1800万円以下		4,497	21,810	12,046	14,302
	1800万円超3000万円以下		17,987	5,452	0	11,024
	3000万円超		0	0	0	0

	扶養控除種類	1997年		2002年		
		世帯主年齢	一般扶養控除	特定扶養控除	一般扶養控除	特定扶養控除
		～39歳	40～59歳	～39歳	40～59歳	
子ども1人～3人以上世帯計(百万円)		957,572	608,680	724,430	541,311	
所得税の扶養控除による減税効果(百万円)		1,566,252		1,265,741		

住民税の扶養親族控除による減税額(百万円)の推計

	課税所得	扶養控除種類 世帯主年齢	1997年		2002年	
			一般扶養控除	特定扶養控除	一般扶養控除	特定扶養控除
			～39歳	40～59歳	～39歳	40～59歳
子ども1人世帯	非課税Ⅰ		0	0	0	0
	非課税Ⅱ		7,593	2,168	6,444	2,668
	200万円以下		44,177	9,783	39,079	9,510
	200万円超 330万円以下		27,610	9,490	18,961	10,550
	330万円超 700万円以下		24,849	21,441	19,564	18,192
	700万円超 900万円以下		7,593	17,047	7,630	12,348
	900万円超 1800万円以下		2,071	6,327	0	4,395
	1800万円超 3000万円以下		0	2,812	0	3,349
	3000万円超		0	0	0	0
子ども2人世帯	非課税Ⅰ		0	0	0	0
	非課税Ⅱ		23,368	6,761	25,663	7,344
	200万円以下		63,591	15,981	51,327	16,037
	200万円超 330万円以下		89,641	38,109	64,896	34,828
	330万円超 700万円以下		57,462	43,272	34,742	35,618
	700万円超 900万円以下		14,940	15,858	19,356	16,504
	900万円超 1800万円以下		2,298	11,433	7,527	10,086
	1800万円超 3000万円以下		1,149	4,794	6,452	1,375
	3000万円超		0	0	0	0
子ども3人以上世帯	非課税Ⅰ		0	0	0	0
	非課税Ⅱ		16,922	2,636	11,856	3,618
	200万円以下		44,257	14,939	43,719	11,035
	200万円超 330万円以下		31,240	16,520	12,874	12,965
	330万円超 700万円以下		22,129	18,629	12,205	18,728
	700万円超 900万円以下		9,763	11,072	6,800	6,640
	900万円超 1800万円以下		1,953	8,436	4,533	4,427
	1800万円超 3000万円以下		5,858	1,582	0	2,767
	3000万円超		0	0	0	0

	扶養控除種類 世帯主年齢	1997年		2002年	
		一般扶養控除	特定扶養控除	一般扶養控除	特定扶養控除
		～39歳	40～59歳	～39歳	40～59歳
子ども1人～3人以上世帯計(百万円)		498,463	279,089	393,629	242,984
住民税の扶養控除による減税効果(百万円)		777,552		636,613	